

(仮称) 遊佐洋上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 1 1 月

日本風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 縦覧の公告の日.....	1
(2) 縦覧の公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 説明会の公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 縦覧の公告の日

令和3年9月15日（水）

(2) 縦覧の公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和3年9月15日（水）付 山形新聞

※ 令和3年10月5日（火）及び12日（火）に開催の説明会についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://data.jwd.co.jp/info/yuza/>

また、以下のウェブサイト「情報」を掲載いただいた。

・山形県のウェブサイト（別紙2-2参照）

https://www.pref.yamagata.jp/050011/kurashi/shizen/eikyohyoka/tetsuzukijouhou/hyoukahou/h12_nihonhuuryoku.html

③ 広報誌によるお知らせ（別紙3参照）

遊佐町広報誌「広報ゆざ・お知らせ号（令和3年9月15日号）」および、酒田市広報誌「私の街さかた（令和3年9月16日号）」に情報を掲載いただいた。

※ 令和3年10月5日（火）及び12日（火）に開催する説明会についての公告を含む

(3) 縦覧場所

下記の3箇所において縦覧を行った。また、インターネットにより縦覧を行った。

① 縦覧場所

○遊佐町役場 南ロビー 東端打合せ室（遊佐町舞鶴202）

○酒田市役所 二階行政情報閲覧コーナー（本町二丁目2-45）

○酒田市役所 環境衛生課（広栄町三丁目）

② インターネットの利用による縦覧

・日本風力開発株式会社のウェブサイト

<https://data.jwd.co.jp/info/yuza/>

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：令和3年9月15日（水）から10月15日（金）まで

(土・日曜日、祝日を除く開庁日)

・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットによる縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（閲覧記録への記入及び意見書の郵送）は 22 名であった。

また、インターネット閲覧者数は 328 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 説明会の公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1 遊佐町生涯学習センター（遊佐町遊佐字鶴田 52-2）

1 回目 令和 3 年 10 月 5 日（火）13 時 30 分から 15 時まで

来場者数： 15 名

2 回目 令和 3 年 10 月 5 日（火）18 時 30 分から 20 時まで

来場者数： 22 名

2 ホテルリッチ&ガーデン酒田（酒田市若竹町一丁目 1-1）

1 回目 令和 3 年 10 月 12 日（火）13 時 30 分から 15 時まで

来場者数： 15 名

2 回目 令和 3 年 10 月 12 日（火）18 時 30 分から 20 時まで

来場者数： 19 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年9月15日（水）から10月29日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は19通、意見総数は60件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表 2- 1 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>(1) 現在、貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書という）を縦覧している（仮称）遊佐洋上風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地という）の東側の海岸沿いには既に数社の風力発電施設（以下、風車という）が稼働しており、この既設の風車との累積的影響について、方法書には、表 6.2-2（16）において、予測の基本的な手法で、「本事業と他事業との累積的な影響の予測については、他事業の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施する。」と記載されており、既設の風車との関連性について明記されていない。計画地に貴社が風車を建設した場合、既設の風車との累積的影響が生じることは明らかに予測されることであり、貴社においては、積極的な情報の収集と調査を実施し、累積的影響について評価した結果を公表していただきたい。</p>	<p>本方法書の表 6.2-2（16）に記載させていただいた項目は、風車の稼働時の動物に対する考え方を示したものであります。その動物調査における累積的影響について、近隣で計画されている事業に対する考え方として「本事業と他事業との累積的な影響の予測については、他事業の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施する。」と記載させていただきました。今後、既設風車の情報収集に努めてまいります。</p>
2	<p>(2) 洋上での風車によるバードストライクについては、陸上でのそれに比べて、調査・予測・評価が難しい。方法書では、鳥類（海鳥を含めて）の調査は、船舶トランセクト調査を各季 1 回、3 日間程度実施するとしている。また、計画地および当該海域の渡り鳥の調査については、定点観察法による調査を春季（3～4 月）、秋季（10～11 月）の各月 1 回、7 日間実施するとしている。しかし、この調査頻度では不十分である。渡り鳥の場合、1 年では予測・評価のための情報が不足するため、複数年にわたる調査が必要である。また、ガン・カモ・ハクチョウ類やカモメ類、ミズナギドリ類やアビ類、ウミスズメ類、サンバやハチクマなどの猛禽類においては、それぞれの鳥種により渡りの時期が異なるため、定点観察調査は毎月行うことが望ましい。特に、春（2 月中旬～5 月下旬）および秋（10 月中旬～11 月中旬）は渡り鳥が多く計画地周辺を移動するため、調査回数・日数ともに他の時期の月 1 回よりも多く実施し、風車の建設による渡り鳥への影響を評価すべきである。</p>	<p>海鳥を含む鳥類については、希少猛禽類及び渡り鳥の調査時にも併せて確認に努めてまいります。また渡り鳥についても、鳥類及び希少猛禽類の調査時にも併せて確認に努めてまいりますので、調査日数は十分に確保できているものと考えます。また、渡り鳥については春（2 月中旬～5 月下旬）及び秋（10 月中旬～11 月中旬）に渡り鳥が多く確認されるとの情報を参考に、渡り鳥調査に加え、鳥類トランセクト調査及び希少猛禽類調査時にも、確認に努めてまいります。</p>

3	<p>(3) 希少猛禽類の生息状況の調査について、方法書では、定点観察法による調査で、通年各月1回3日間調査を実施するとしている。希少猛禽類の繁殖状況は年によって変動するため、少なくとも3年以上は調査を継続実施していただきたい。なお、調査は月に2回以上行っていただきたい。特に、猛禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に発生しやすいとされることから、好天時と悪天候時の行動様式についても別途調査をしていただきたい。</p>	<p>希少猛禽類の調査については「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省)に「調査の期間及び時期は原則1年間とし、季節ごとに1回行う。」と定められていることから、調査期間は1年間に設定いたしました。繁殖状況の確認については、現地調査において繁殖の可能性の有無を把握し、専門家の助言等を踏まえて、その結果により調査の継続を検討いたします。また、鳥類トランセクト調査時及び渡り鳥調査時にも希少猛禽類の確認に努めてまいりますので、調査日数は十分に確保できているものと考えます。希少猛禽類調査時の天候についても記録を行い、トランセクト調査時に悪天候により船が出せなかった際には岸から海鳥を調査するなど、天候による変化を把握できるよう補ってまいります。</p>
4	<p>(4) 鳥類の調査方法について、方法書にはレーダー調査についての記載がないが、カモ類が夜間に渡りを行うことはよく知られており、また、オオミズナギドリやアビ類、ウミスズメ類も夜間に渡りを行うと推測されている。そのため、日中のみならず夜間にもバードストライクが発生することを念頭に置いた調査が必要であり、夜間のレーダー調査を実施していただきたい。夜間に渡る鳥類を把握することは、鳥類への影響を回避するためには欠くことのできない調査である。貴社においては、風車の建設にあたって、鳥類の生息状況を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、綿密な調査を実施し、環境影響評価を行っていただくよう強く求める。以上</p>	<p>レーダー調査については、確認された軌跡に鳥類以外のものも含まれる可能性があること、鳥類の種までは判別できない等、不確実性が伴うことから、実施しないこととしました。夜間に渡りを行う種の把握に努めるため、可能な限り早朝や日没時に目視による調査を実施いたします。風車の建設にあたって、鳥類の生息状況を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、綿密に調査を実施し、適切に環境影響評価を行ってまいります。</p>

表 2- 2 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 2)

No.	一般の意見	事業者の見解
5	<p>以下の理由で故郷にふさわしくない風車建設に反対します。 ●地域住民の理解が得られていない。そもそも知らない。</p>	<p>遊佐町沖の洋上風力事業につきましては、2018年より山形県主導で開催されております「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐部会」にて地域の皆様から一定のご理解を得た上で国から有望な区域に選定されたものと承知しております。また、この後も有望な区域選定に伴い開催される法定協議会においてさらなる検討・周知がなされるものと承知しています。事業者としても引き続きご理解を得られるように努めてまいります。</p>
6	<p>●風車の影響で健康被害に苦しんでいる人がいる。</p>	<p>健康被害につきましては、今後専門家のご意見も踏まえつつ適切に対応してまいります。</p>
7	<p>●渡り鳥や野鳥のバードストライク(衝突死)が起こっている。</p>	<p>今後実施する現地調査により、鳥類の飛翔状況について把握し、適切にバードストライクに対する影響予測を行ってまいります。</p>
8	<p>●鳥海山、日本海、里山の美しい景観と自然環境が破壊されている。</p>	<p>地元の皆さんが慣れ親しんだ景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>
9	<p>●サーフィン、海水浴、釣りなどのマリレジャーの妨げになる。</p>	<p>今後の手続きにおいて、マリレジャーについては、人と自然との触れ合いの活動の場の項目の中で調査及び予測評価を実施いたします。現段階の計画でも沖合1kmと、離隔を確保した計画としておりますが、ご指摘いただいた内容や調査結果を踏まえ、本事業によってマリレジャーに対し影響が生じる可能性がある場合には、それらをより回避低減した計画となるよう努めてまいります。</p>

10	●海洋生物への影響も計り知れない。	今後実施する現地調査により、海洋生物の状況について把握し、適切に影響予測を行ってまいります。
11	●漁業の活性化にはならず、地域貢献にもならない。	漁業の活性化といたしましては風力発電所の基礎部やその周りに設置する洗堀防止の施設等が人工漁礁となることも考えられます。環境影響評価項目の対象外ではありますが、今後漁業影響調査を実施するなど、現状の把握に努めるとともに、漁業共生策を検討してまいります。引続き、漁業の活性化や地域貢献に努めてまいります。

表 2- 3 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 3)

No.	一般の意見	事業者の見解
12	配慮書に対しても意見を提出しました。海も空もつながっています。せまい地域でひそかに利点ばかり説明しても、適正な理解は得られません。日本海沿岸に立ち並ぶ風車は、鳥の渡りも魚の回遊も、なにより人の健康を阻害してしまいます。一度壊れれば回復出来ないと思われま	健康被害につきましては、今後専門家のご意見も踏まえつつ適切に対応してまいります。鳥類や魚類等については、今後実施する現地調査により、状況を把握し、適切に影響予測を行ってまいります。
13	1500kw の風車のデータや、10km 以上はなれたおだやかな海の調査では参考になりません。年 2 回おだやかな日に調べた鳥や騒音の調査では前例のない近海での大型発電の影響は予測出来ません。体の不調を診断してくださる医師もおりません。せめて、陸に乱立する風車の健康調査を国がするべきです。公害にしない知見と改良を進め、たとえば小水力などの他の自然エネルギーを地産地消し、節電しながら時間をかけて進めるべきです。工事予定や発注、など考えるレベルではありません。・事業者が考えることではありません。・選定されたら考えます。・考慮します。以上の返答は、その後進展していません。	ご意見ありがとうございます。方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、「発電所アセス省令」に示される選定の指針等に基づき検討し、専門家からのご意見を頂戴しながら計画しております。 ご指摘のとおり、自然エネルギーを地産地消し、さらに節電することは重要なことと考えております。ただ同時に、国として 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す中において、風力発電は低炭素でかつ国内自給できる重要なエネルギー源として位置付けられております。 陸上での大型風力発電所の建設には限界があります。このため国としても洋上風力に適した海域を示しており、そこでの事業を計画したものです。いただいたご意見を参考により良い事業となるよう努めてまいります。

表 2- 4 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 4)

No.	一般の意見	事業者の見解
14	1 鳥海山・飛島ジオパークという環境をどのように捉えているのか。すでに様々な活動をしているにも拘らずそれを阻害する行為である。	「鳥海山・飛島ジオパーク」は、鳥海山山麓に位置する由利本荘市、にかほ市、遊佐町、酒田市の 4 自治体に間たがっており、「由利本荘エリア」「にかほエリア」「遊佐エリア」「酒田エリア」「飛島エリア」の各ジオサイト、自然サイト、文化サイト、ビューポイント、インフォメーションが主に利用されている地点との認識から、本事業の周囲に位置するジオサイト、自然サイト、文化サイト、ビューポイント、インフォメーションを確認の上、調査地点を選定いたしました。今後の調査結果等を踏まえ、「鳥海山・飛島ジオパーク」に対し本事業によって影響が生じる可能性がある場合には、それらの影響を極力回避低減した計画となるよう努めてまいります。

15	2 飛島の海域を含め様々な海の魚類を筆頭にこの海域にいる生命、海域の環境を工事段階から破壊していくことが考えられる。天然の鮭の遡上がある貴重な地域でもある。このような回遊魚に影響は絶対にある。	今後実施する現地調査により、サケ等の魚類をはじめとした動植物の状況について把握し、適切に影響予測を行ってまいります。
16	3 海だけでなく、鳥海山、庄内平野、出羽丘陵、河川、その環境で生活する動植物に対する影響。特に渡り鳥への影響がある。	渡り鳥を始めとした動植物の状況については、今後実施する現地調査により把握し、適切に影響予測を行ってまいります。渡り鳥については、鳥類トランセクト調査及び希少猛禽類調査時にも併せて確認に努めてまいります。
17	4 御社だけの計画ではない、ありえない高さと数の風力発電は住んでいる人々、仕事をする人々の健康に悪い影響を与える。	今回の事業は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成30年法律第89号)に則って進める事業であるため、促進区域に指定された場合には、公募により事業者が選定されるため、同エリアに複数の事業計画が混在することはございません。健康被害につきましては、今後専門家のご意見も踏まえつつ適切に対応してまいります。
18	5 地元の企業をすでに巻き込み、地元の人々を不安に陥れ、分裂に持ち込み、庄内という稀有な環境と人々の心を荒廃に持ち込む。一番恐ろしい環境破壊である。	遊佐町沖の洋上風力事業につきましては、2018年より山形県主導で開催されております「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐部会」にて地域の皆様から一定のご理解を得た上で国から有望な区域に選定されたものと承知しております。今後も事業の説明会等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。
19	6 西浜は山形県内陸からも海水浴を楽しみに多くの人々が訪れる。またその海辺の美しさも素晴らしいものである。それに御社だけでなく多くの風力発電があったらどう思うか。海水浴場という憩いの場を破壊することになる。	人と自然との触れ合いの活動の場の項目において、西浜海水浴場を調査地点として選定しておりますが、説明会等を通じ、地元の皆様より西浜海水浴場の方が県内各所より海水浴客が訪れる場所であることを伺いましたことから、西浜海水浴場を眺望点に含める方向で検討いたします。今後の現地調査結果も踏まえ、本事業によって影響が生じる可能性がある場合には、それらの影響を極力回避低減した計画となるよう努めてまいります。 なお、本件は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成30年法律第89号)に基づき進めている案件であり、公募により事業者が選定されるため、同エリアに複数の事業計画が混在することにはございません。
20	7 日本海側は容赦ない風と雷が多発するところである。それによる風力発電の破壊によって海に巨大なゴミが放置されることも十分考えられる。	風車及びその基礎は国の基準に基づき設計され、風速については50年に一度発生するような強風にも耐えられる設計を行います。 また、日本海における冬期の雷については威力が大きいことは理解しております。雷については規格において定義されているこのエリアの落雷条件において、風車が保護されるよう設計されます。具体的には、風車に落ちる雷はブレードに設置した避雷針に落ちるよう設計されており、雷の電流が風車外部を伝わり地中や海上に流れることで風車が保護されるよう設計されております。

21	<p>8 政府、大企業のエゴは地方の自然、経済、信仰を破壊し、安心して生活する環境を破壊する。建てるのが再生エネルギーであるかのような夢物語を地方に押し付けて自分たちの今だけの利益を貪っている。</p> <p>9 庄内は出羽三山だけでなく、鳥海山は信仰の山であり、活火山でもある。人間がコントロールできない自然の力を無視した風力発電そのものが環境破壊そのものである。</p> <p>10 これは山形だけに止まらず、すでに多くの工事の始まっているが、秋田側にも影響を与えることである。地方を壊さないでいただきたい。</p>	<p>洋上風力の海域の決定については県や地元関係者が協議会で協議して、国が最終決定しております。事業者とすると決められた海域での事業で周辺域へ影響を極力少なくするために環境影響調査を実施し、その結果を今後の事業に反映させてまいります。</p> <p>弊社は永年陸上での風力発電事業を行っており、これまで陸上風力発電所設置地域の皆様や自治体と共栄・共存を図って事業を行っております。今後も地域の皆様の声に耳を傾け、風力発電事業を通じて再生可能エネルギーの推進のみならず地域の振興・発展に貢献してまいります。</p>
----	--	--

表 2- 5 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 5)

No.	一般の意見	事業者の見解
22	<p>1. 住民からの意見の聞き方について 市役所等の意見書箱への投函と郵送に限定せず、メールで送信できるようにするべきである。 (理由) 多数の住民からの意見を聴こうというのであれば、住民が意見を提出しやすい条件を整えるのは当然のことである。</p>	<p>意見書の提出に関するご意見ありがとうございます。今後の検討課題であると認識しております。</p>
23	<p>2. 廃棄物の処理について 十分に責任を持っていただきたい。使用後の設備を処理業者に引き渡して終わりではなく、その後についても追跡し、リサイクル不可能な部品は最初から使用しないなど、生態系に影響のないよう考えていただきたい。 (理由) 貴社は創立後 20 年以上で、既に 256 基の発電所を開発した実績のある企業である。地球の未来に対して、その分だけ大きな責任がある。長くて 20 年しか使用できない風力発電設備のプラスチック系の部品については、現在のところ処理方法がないと聞く。廃棄物処理業者に処分を依頼すれば合法と満足するのではなく、大手の事業者には、その先まで社会的責任を果たしていただきたい。</p>	<p>ご指摘のリサイクル・処理方法につきましては把握するように努めます。 また風車のリサイクルについても先行しているヨーロッパの知見も活用して可能な限り進めていき、より環境にやさしい風力発電所の建設を目指してまいります。</p>
24	<p>3. 環境（動植物）への影響の予測について 岸に近い場所での大規模洋上風力発電の影響は今日では未知の領域である。数十基を建設する前に 1 基～2 基の小規模実験による徹底的な影響調査をしてはどうか。それが無理ならば予防原則に従って退却すべきである。 (理由) 海中の動植物の生態はまだほとんど解明されていない。海を渡る鳥の種類は多く、一部の種類を除いては研究が進んでいない。建設中や建設後に影響が判っても、復元は不可能であり（もし可能だというのなら科学的なエビデンスを示すべきである）。自然環境は修復困難な宝物のようなものであり、「適切な保全措置」という言葉で誤魔化すことなく、慎重に勧めるべきである。</p>	<p>今後実施する現地調査により、海中の動植物や渡り鳥をはじめとした動植物の状況について把握し、先行案件の事例や最新の知見を基に適切に影響予測を行い、事業計画を検討してまいります。</p>

25	<p>4. 健康被害について</p> <p>既に国内外で低周波音被害者が出ており、予防原則（因果関係が科学的に十分証明されない状況でも規制する考え方）に立つべきである。また、建設中や建設後に少しでも被害が生じた場合には、夜間の運転停止もしくは全面的な運転停止（撤去）を約束するべきである。</p> <p>（理由）風車による健康被害（遠く離れれば復調する不調）を気のせいであるとか、風車に親しみを感じられれば気にならないという主張を風力発電事業関係者から聞くことがある。しかし、ピアポント、ペレイラら、実際に身体に被害が出るという研究もある。10kmの遠方まで低周波が伝わるという研究もある。かつて水俣病発見後に伝染病説などが主張されて、真の原因（工場排水のメチル水銀）を認めるのが遅れ、取り返しのつかない被害拡大や対応の誤りが引き起こされた。低周波音やフリッカー現象による健康被害は、風力発電が登場して以後に登場したものであり、個人差が大きいこと以外は未解明の部分が多い。人の健康は何よりも尊重しなければならず、被害者の増加や被害の長期化を防ぎ、風力発電会社が「第二のチッソ」とならないためには、予防原則に立つことが重要だろう。軽度と思われる被害でも、数km離れた場所の被害でも、将来に向けての重大な警告と受け止めるべきだろう。</p>	<p>今後、騒音、低周波音については現地調査、予測、評価を行い必要な環境保全措置を講じてまいります。健康被害につきましては、今後専門家のご意見も踏まえつつ適切に対応してまいります。また、地元の方と相談の上、事業を開始するには相談窓口を設けるなど、地元の方との協調共生を目指してまいります。</p>
26	<p>5. フォトモンタージュについて</p> <p>遊佐町、酒田市の説明会で、遊佐町、酒田市それぞれの地点からの写真を示すのではなく、両市町にわたる多数地点からの写真を示すべきである。また説明会参加者だけでなく広く住民が目にすることができるような措置を講じるべきである。</p> <p>（理由）地元住民にとって、景観は市町村境で区切られるものではなく、一体である。欧州の洋上風力が岸から数十km離れたところに建てられている最大理由は、視界に風力発電が入らないためであるらしい（岩本晃一『洋上風力発電』）。生活者にとって、景観は生きる力に関わる重大な要素である。建設後に「こんな景色になるとは思わなかった」とならないよう、徹底的に周知しなければならない。</p>	<p>環境影響評価の次の段階である準備書におきまして方法書にてお示ししました眺望点等からのモンタージュを作成しお示しさせていただきます。</p>

表 2- 6 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 6)

No.	一般の意見	事業者の見解
27	<p>6. モノパイルの打設方法について 秋田県で進行中の打ち込み方式ではなく、回転式工法など騒音の少ない方式で行なうべきである。 (理由) 秋田県では、プロ棋士の対局がある日に工事を中止したと聞く。騒音が対局を邪魔するほどのレベルだったという一つの証拠だろう。今日のビル工事では騒音が生じないように工夫された工法があると聞いている。岸から数十 km ならばともかく、1km ちょっとの距離での工事であるから配慮が必要だろう。</p>	<p>モノパイルの打設は、音の伝搬を抑えた施工方法について当社も積極的に情報を集めており、地盤調査などから得られたサイト特性を参考に工事計画を立案し、極力騒音を抑える対策の適用を検討してまいります。</p>
28	<p>7. 燃焼の際に出るガスや灰について 風車の燃焼実験をしていただきたい。 (理由) ハブまで 100m をはるかに超す風車では、火事の場合に消火する手段がないと聞いている。燃えた時にどのようなガスや灰が生じるのかを明らかにしなければ、周辺住民は不安である。</p>	<p>他事業者の風力発電機で火災事故の事例もありますので、どのような影響があったかを確認するようにいたします。</p>
29	<p>この度は、意見を聞いていただける場を設けていただき誠に感謝申し上げます。私は、この遊佐海上風力発電に以下の理由から反対いたします。 ①発電機の巨大さにかかる景観の魅力減少 巨大な風力発電機が並ぶことで、水平線まで眺められた海の景色が悪くなります。</p>	<p>海岸線に沿った配置及び規則的な配置を検討する等、眺望景観への影響を極力低減するよう努めてまいります。</p>
30	<p>②風力発電機の発電安定性にかかる懸念 風力発電は、風の大きさに左右されます。日本海側は強風ですが安定しません。</p>	<p>ご指摘のとおり、風力発電事業には風の強弱により発電量が左右されることは事実であります。ただし、電力ネットワーク全体で需給調整が行われますので、電力の安定性は担保されているものと考えております。</p>
31	<p>③設置場所の海流の影響が読めない 山形県の約 9 割の鮭が遡上するといわれる遊佐町。彼らが回帰する際に、洋上風力発電機がどのような影響を与えるか不明瞭です。</p>	<p>今後実施する現地調査により、サケの状況について把握し、適切に影響予測を行ってまいります。</p>
32	<p>④電力の必要性に関する疑問 遊佐町、ならびに近辺の電力を賄うだけならば巨大な風力発電機は不要です。誰のための電気なのか、不明瞭です。</p>	<p>本事業は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律」に基づいて選定された有望な区域を対象に事業を計画しておりますが、地域の皆様へのご理解を得ながら進める必要があると考えております。そのため、今後事業の説明会等を通して、地域の皆様のご意見を賜り、本事業へご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
33	<p>遊佐町の、何人にも代えられないかけがえのない資源は、「自然」です。現状の計画を拝見する限り、「自然」からおすそ分けをいただくのではなく、侵略し、奪い取る規模のものだと感じています。風力発電自体を否定するものではありません。洋上における巨大な風力発電機の必要性について、慎重に検討することが大切です。この意見書をもって、「意見を聞いた」と判断するのではなく、ぜひ繰り返し市民と対話をしながら進めていってほしいと思います。いまは、遊佐町を離れる身ですが、業者・村民の皆様の健やかな生活と安心を願っております。</p>	<p>ご指摘のとおり、今回のご意見をもって意見を伺った、もうご意見を伺うことはないといったことではございません。本事業は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律」に基づいて選定された有望な区域での事業を計画しておりますが、地域の皆様へのご理解を得ながら進める必要があると考えております。そのため、今後事業の説明会等を通して、地域の皆様のご意見を賜り、本事業へご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。</p>

表 2- 7 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 7)

No.	一般の意見	事業者の見解
34	<p>1 方法書の段階でも案の例として完成イメージを提示すべきである</p> <p>貴社は、配慮書の段階で本来示すべき複数案を示さず、方法書でも 1 つの完成予想図やモニター写真も示していない。線で囲った区域を示すだけで、1 つのイメージも示さないことは広く意見を求めるうえで極めて不誠実である。配慮書で複数案どころか 1 つの案も示さなかったことは、「計画の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の回避・低減をはかる」という、計画段階配慮手続きの趣旨を逸脱し、住民に判断の材料も与えず、早期の段階における柔軟な変更自体をあり得ないものにした。県で示した事業化想定区域はあくまで範囲を示したものであって、位置や規模を決定したものではない。複数案を設定しない例外規定である、「既に上位計画で事業位置・規模が決定している場合」に該当するとは考えられない。今回の計画は、最大高さ 270m という、わが国では前例のない巨大風車群の建設であり、人工物の全くない海洋の環境や景観への影響は大きいと思われる。だからこそ、広く意見を聞くためにも、あくまでも調査前の 1 つの案であるという前提でイメージを示すべきである。</p>	<p>複数案につきましては、配慮書段階では事業実施想定区域を広めに設定しており、以降の手続きの中で環境影響の回避・低減も考慮し、必要に応じて区域の絞り込みを検討する手法をとっております。このような検討の進め方は「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会、平成 25 年）において、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であり、「区域を広めに設定する」タイプの「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされております。</p> <p>また、フォトモニタージュにつきましては、方法書提出時では現地調査前であることから掲載しておりませんが、今後お示しいたします準備書の段階では、方法書に記載の眺望点等全てからのフォトモニタージュを掲載させていただく予定です。</p>
35	<p>2 西浜海水浴場、遊楽里こそが主要眺望点である</p> <p>+338:340 主要眺望点に宮海海水浴場、十里塚海水浴場が設定されているながら、入込者ももっと多い西浜海水浴場、また遊佐町の重要な観光施設である「遊楽里」が設定されていないことは地元感覚から大きく乖離している。特に「遊楽里」は、酒田市と遊佐町で海岸林越しに日本海を眺望できる唯一の眺望点であり、客室や展望レストランからの日本海の夕日の景観を求めて多くの方が訪れる。そこは有料施設であって、不特定かつ多数の人が訪れる場所ではないとして主要眺望点に入れないことは、最も影響のあるポイントを意図的に避けていると思われても仕方がないのではないか。有料施設だからこそ、景観の変化は経営にも影響する可能性がある。今、庄内海岸の眺望で見えるものは日本海と水平線、そして夕日である。今回の計画でその景観は一変し、基数や配置、色の検討で、影響を回避・低減できるレベルとは到底考えられない。</p>	<p>「西浜海水浴場」は「十里塚海水浴場」と隣接しており、予測結果は類似すると考えられることから非選定としております。今後、現地調査の結果を踏まえ、西浜海水浴場を選定するなど、準備書で適切に予測及び評価を行ってまいります。</p> <p>また、「遊楽里」につきましては公共の施設ではないことから非選定としておりますが、関係機関等よりご意見をいただいた場合には、適切に対応いたします。</p>

<p>36</p>	<p>3 野鳥や海洋生物、人間に対する影響調査は不確実性がある 前例のない規模の巨大風車群の建設による自然界への影響は、作ってみなければわからない部分が相当にあるのではないかと思われる。野鳥は沿岸にそって渡ってくるだけでなく、飛島と本土の行き来もある。しかし海洋におけるバードストライクの把握は極めて困難と思われる。また多数の巨大風車の回る音は、海中でどのように伝わっていくのか。サケの回遊等、漁業に影響はないと言い切れるのか。人間に対する影響も、配慮書にあった「超低周波音」が方法書では「低周波音」に変えられているのはなぜか。国の方針の変更によるものと察するが、科学的に因果関係が証明されていないとしても、現実的に全国各地で超低周波音の健康被害があることは事実であり、さらに今回は陸上風車との複合的影響も考えられるのではないか。超低周波音を調査項目から外すべきではないし、稼働中の陸上風車による測定や聞き取り調査もできるのではないか。影響が出てからでは取り返しがつかないことになる。想定外だったでは済まされないのである。その覚悟がなければ、建設すべきではない。</p>	<p>今後実施する現地調査により、海中の動植物や渡り鳥をはじめとした動植物の状況について把握し、先行案件の事例や最新の知見を基に適切に影響予測を行い、事業計画を検討してまいります。 低周波音（100Hz以下）には超低周波音（20Hz以下）が含まれております。今回の低周波音調査では超低周波音（20Hz以下）を含めて調査することとしております。</p>
-----------	--	--

表 2- 8 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 8)

No.	一般の意見	事業者の見解
37	<p>環境影響評価方法書の段階まできているのに、具体的な風車の設置案すら提示されていないこと自体、方法書の体を成していないと思われる。今の状況ではきちんと問題を把握し議論することすら難しいが、地元住民として考えられる問題をここに挙げ、以下の理由で遊佐沖洋上風力発電事業に反対する。1. 沿岸から約 1km しか離れていない海域に、国内最大級の風車を列状に建設した場合、非常時、災害時における地域住民の安全を確保することは難しい昨今の異常気象による爆弾低気圧や大型台風、冬季の季節風、そして地震や津波などの災害に耐えられるのか全く記載がなく、安全性を確保できるのか甚だ疑問である。たとえば山形県酒田市の離島飛島では、大型台風や冬季の強い季節風により、防波堤がいとも簡単に破壊されるほどの強い波が打ちつける。庄内海岸も同様な風況で、悪天候時には最大瞬間風速 30m 前後の風が記録されるのは日常の地域。そのような気象条件にも耐えられる構造物なのか、しっかりとシミュレーションしたデータを示すべきだと思う。また庄内沖には活断層が存在し、今後庄内沖地震が起こる可能性も指摘されている。万一風車が巨大地震や津波によって破壊され、一枚の長さが約 100m 以上もあるブレードや風車本体の破片が陸に向かって押し寄せてきた場合、海岸沿いの地区は大変危険である。(特に湾が狭く入り組んでいる吹浦漁港付近。) 事業実施予定区域に出力 9,500 ~15,000kw 級の風車が列状に 50 基近く建った場合、一部が破壊されたら連作反応でなぎ倒され、被害が拡大することも懸念される。その場合、災害ではなく人災になることも考えられる。先日の熱海の土石流のように、誰が責任を取るのだろうか。</p>	<p>方法書は環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(手法が想定されていない場合には項目のみでも可)を記載した書類で、風車の位置は必須事項ではございません。風車位置については準備書以降にお示しいたします。</p> <p>風力発電機設置に伴う安全性の確保という意味では、風力発電所建設前の段階において国の認証機関より安全性に関する認証を取得する必要があります。その認証においては、津波や地震などについても国の基準を満たす必要があり、その認証をもとに建築確認等の許認可を受け、安全性が認められて初めて建設できることとなります。なお、風力発電設備稼働後につきましては、定期的なメンテナンスや 24 時間監視の他、予防保全の観点に立った保守・運転を行い、安全性の確保に努めてまいります。</p> <p>今回の環境影響評価方法書では、風力発電所を設置した場合に想定される環境影響を評価するための調査方法を記載したものであり、今後準備書や評価書に於いて具体的な位置等をお示しし、それに対する影響評価をおこなってまいります。</p>
38	<p>2. 風車の影、騒音、超低周波の影響が大き過ぎる 大型風力発電機のローター直径の約 10 倍の範囲で風車の影の影響が発生すると言われているが、今回の事業予定地から民家までの距離は、ほとんどがその影響下に入る。また 1 機あたりの風車の風切音もかなり大きいのに、200m 級の風車数十本が同時に回っている時の騒音は計り知れない。沿岸域にそびえ立つ「風車の壁」のような状態は、広範囲にわたって騒音、超低周波の多大な影響を与えると危惧している。これらの問題の影響は少ないというのであれば、どこかの引用データで検討するのではなく、実際に稼働している大型風車の現場データを用いて、具体的な根拠を示して頂きたい。特に超低周波音は、環境アセスメントの項目から最近外されてしまったが、現実には全国各地で健康被害を訴える人たちがいるので、必ず調査項目として入れるべきだと思う。</p>	<p>風車の影の影響につきましては、海岸線付近の民家などがローター直径の 10 倍の範囲に入ってくることが考えられます。ただし、海岸線付近には松林等も多いことから、ローター直径の 10 倍の範囲にある民家等すべてに影響が出るものではないと考えております。</p> <p>また、低周波音 (100Hz 以下) には超低周波音 (20Hz 以下) が含まれております。今回の低周波音調査では超低周波音 (20Hz 以下) を含めて調査することとしております。</p> <p>予測評価におきましては、風車の稼働による影響を数値シミュレーションによって把握し、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。</p>

39	<p>3. 景観に多大な影響を与える</p> <p>県内外から多くの海水浴客や日本海の夕日を見に訪れる、十六羅漢、西浜海水浴場、吹浦漁港、十里塚海水浴場の風力発電機の垂直視野角は10度以上になり、強い圧迫感が生じると予想される。その中で一番影響があるはずの西浜海水浴場が主要な眺望点に入っていないのはおかしい。西浜海水浴場を中心に、キャンプ場や遊樂里などの宿泊施設が隣接し、県内外から多くの人々が利用する遊佐町の重要な観光スポットなのに、なぜこの場所を検討しないのか。必ず西浜海水浴場のモニタージュ写真を作成して、どのくらいの影響があるか明示するべきである。いくら海岸汀線からの距離を離して風車を建設したとしても、高さ200m級の風車が林立すれば、山形県が誇る美しい日本海の風景が大きく損なわれることは容易に想像できる。地元のみならず庄内地域の観光業にも大きな影響を及ぼすであろう。林立した巨大風車が間近でぐるぐる回る場所で、誰が海水浴やキャンプをしたいと思うだろうか。来訪者は激減し、遊佐町の観光産業は衰退していくことが予想される。夕日を楽しみながら写真を撮りに訪れる人々は、何もない水平線に沈みゆく夕日を撮影したいのに、風車が洋上に立ち並べば二度とそのような風景を望めなくなる。環境だけではなく、景観や地域の大切な観光資源を破壊する巨大風車の建設は絶対してはならない。</p>	<p>「西浜海水浴場」は「十里塚海水浴場」と隣接しており、予測結果は類似すると考えられることから非選定としております。今後、現地調査の結果を踏まえ、西浜海水浴場を選定するなど、準備書で適切に予測及び評価を行ってまいります。</p>
40	<p>4. 風力発電の撤去費用も考慮されているのか</p> <p>耐用年数が約20年と言われている風力発電機だが、20年経過した後の撤去費用を含めて建設を考えているのか。故障した場合や使用済みの風車が洋上に放置されるのであれば大変問題であり、予定される建設費用に含むのが必然だと思われる。その上で、果たしてこのような巨大風車を建設して採算がとれるのか、もう一度検討すべきである。</p>	<p>本件は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年法律第89号）に基づいて進められている案件であり、同法に基づく公募要件の一つとして撤去費用の確保に関する方法等についても審査されます。</p> <p>このため、国も事業者選定にあたり無謀な事業計画の事業者を選定することはないと理解しております。あくまで、国が選定した洋上風力の促進区域内で国が選んだ事業者が行う事業となりますので、故障した風車や使用済みの風車が洋上に放置されるようなことはないと考えております。</p>
41	<p>その他、</p> <p>意見書はメールでも受け付けるようにしてほしい。紙に書くのは大変手間がかかり、今の時代にそぐわない。より多くの意見を寄せられるように、選択肢として用意していただきたい。</p>	<p>意見書の提出に関するご意見ありがとうございます。今後の検討課題であると認識しております。</p>

表2-9 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書9)

No.	一般の意見	事業者の見解
42	<p>うみは～ ひろい～な お～きいな～月がのぼるし～ 日がし～ずーむ～☆美しい母なる海をこわさないでほしい山形県の財産でもある庄内の遊佐の海です。海の中の生きものたち、月光川に上ってくるサケたち。鳥海山を目安に海上をわたってくる白鳥や渡り鳥たち……そういった全ての生き物たちに与える被害を考えてほしい</p>	<p>今後実施する現地調査により、海洋生物やサケ、鳥類の状況について把握し、適切に影響予測を行ってまいります。</p>

43	<p>☆遊佐町の西浜は遠浅のたくさんの人たちが訪れる海水浴場であり、又、御浜出（おはまいで）神事の神聖な場所であり、毎年7月14日夜に飛島と西浜で火をたいて火合わせをする聖域なのです。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の項目において、西浜海水浴場を調査地点として選定しております。景観の項目においては、「十里塚海水浴場」を選定しており、人と自然との触れ合いの活動の場と景観の両項目において「宮海海水浴場」を選定しております。飛島については離隔があるため選定しておりませんが、ご指摘いただいた内容や今後の現地調査結果を踏まえるとともに御浜出神事についての情報収集に努め、神事への影響を考慮した配置を検討いたします。</p>
44	<p>☆陸上風力発電による健康被害 現在立っている陸上風力の近くに畑と家を持つ人が、去年の説明会で話をしていたが、陸上風力が建ってから、身体が次々と病気になり、息子もガンになったと。又、畑には今までできていた鳥、動物、虫などが一切みられなくなったといえます。このことは、洋上風力発電の住民、海の生き物たちの被害にぜひ参考にしてもらいたいです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の環境影響評価を行う際に参考にさせていただきます。</p>

表 2- 10 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 10)

No.	一般の意見	事業者の見解
45	<p>遊佐沖における洋上風力発電における遊佐町の環境の変化や町民皆様のご意見をお聴きして感じたことを お伝えしたいと思います。きちんと順序や段階をふんでくださっているのは理解できるところでございますが、ただ、やはり、コロナ渦で説明会が延期になっていたり、この事業がまだまだ町民の方々に浸透しきっていない現実を鑑みまして計画や話し合いの場をもう少し時間をかけて慌てずに進めて頂けないものかと日々考えております。特に日本においてまだまだ洋上風力発電の実績は乏しいわけでございますのでなおさら慎重審議をお願いしたいと思います。再生可能エネルギーや自然エネルギーの重要性はひしひしと感じておりますが遊佐町沖にその最先端の洋上風力発電系の設備や様々な関係企業が集結すると予想いたしますとまだまだ町民皆様のご理解や合意形成が成熟していない現状におきましては、まさかの町を二分してしまう議論展開になってしまいます。たった1万3千人あまりの小さな地方自治体でございます。地方財政もひっ迫しております。頼みは町民皆様がどんな場合も一致団結して町民も行政もお互いが信頼し合ってこそその町政の運営が円滑に進むと実感。国策による洋上風力発電事業が賛否両論のご意見が分かれることにより町の様相も人々の関係性も変わることもあるのだという現実を是非お汲み取りくださいますようお願い申し上げます。変わるのは環境や景観だけではないということでございます。人間関係も、一度亀裂が入ると修復は困難であるのはどんな方でも経験があることだと推察されます。遊佐町におきましては、町民みなさんも、もっともっと先のことまで目を向けて勉強していくことが大事なんだと、僅か少しづつでは、ありますがおわかり頂きつつある現状も見受けられるようになりました。ありがたいことです。説明会や講習会など沢山これからも企画頂きまして、そして町民皆様におかれましては合意形成が完了してはじめて、遊佐沖洋上風力発電事業スタート、その時点での環境アセスであってほしいと心から願っております。</p>	<p>遊佐町沖の洋上風力事業につきましては、2018年より山形県主導で開催されております「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐部会」にて地域の皆様から一定のご理解を得たうえで国から有望な区域に選定されたものと承知しております。また、この後も有望な区域選定に伴い開催される法定協議会においてさらなる検討・周知がなされるものと承知しています。また、環境アセスメントの初期手続きの一部は並行して実施しておりますが、当然ながら法定協議会において合意形成がなされてはじめて、遊佐町沖洋上風力発電事業はスタートします。事業者といたしましても今後とも環境アセスメントの手続き等を通じて皆様にご理解いただけるように努めてまいります。</p>

表 2- 11 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 11)

No.	一般の意見	事業者の見解
46	ふうしゃだらけの海はやめてください。けしきはいいままがいいです。	現在国にて洋上風力が立地出来る海域を選定しており、遊佐町沖が有望な区域に選定されたものです。

表 2- 12 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 12)

No.	一般の意見	事業者の見解
47	風力発電機の基数 36~46 基とありましたが広範囲にニョキニョキと立つ風車に鳥類や海面下の動植物への影響が心配です。	今後実施する現地調査により、鳥類や海面下の動植物の状況について把握し、適切に影響予測を行ってまいります。
48	また強風時の音も気にならないか心配です。	方法書において騒音の項目も評価することとしています。今後、騒音については現地調査、予測、評価を行い必要な環境保全措置を講じてまいります。
49	海外での事例についての説明を求めます。良いこと悪いことすべての説明をお願いします。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。今後事業の説明会等の機会を通して、海外での事例並びに良い事悪い事についてもご説明できるよう努めてまいります。

表 2- 13 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 13)

No.	一般の意見	事業者の見解
50	事業者の説明会に参加し、事業者が環境に配慮しなくてはいけないこと、配慮しようとしていることは分かりました。しかし、どんなに調査しても予想外のことが起き、そして元に戻せないのが自然です。海からの鳥がいなくなったら、風向きが変わったら、海と密接に繋がっている鳥海山の森に影響が出ないわけがありません。海底を掘り返したら、海底湧水や海産物に影響が出ないわけがありません。住宅への風や音の懸念もあり、景観も壊されます。陸から離れたところに風車を作っているヨーロッパとは事情が全く違い、参考にはなりません。その上、遊佐町にはほとんどメリットがありません。建設時に多少の仕事が落ち、雇用が発生し、固定資産税や基金が入るなど、限定的なメリットであり、遊佐町の貴重な財産である自然を壊されるデメリットとは比較になりません。どうしてもこの計画を進めるようであれば、国、県、事業者には、原発交付金並みのお金を遊佐町にいただきたいです。	当社は地域の皆様の声に耳を傾け、ご理解をいただき、自然と調和した風力発電所を数多く建設してまいりました。本事業につきましても自然環境に調和した風力発電所の建設を地域の皆様にご理解いただきながら進めてまいります。また、事業者としても、漁業共生策、地域振興策を通じてより地域へのメリットの多い事業を追及してまいります。

表 2- 14 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 14)

No.	一般の意見	事業者の見解
51	240 メートルの高さの風車を実際に操業しているところがない中で環境への影響を低減または回避という言葉で説明されても到底納得できません。	採用予定の風車につきましては予測に必要なデータ等はメーカーより提供される予定ですので、データに基づき予測、評価を行い回避、低減策を検討することも可能と考えています。
52	海だけの景色という場所が、遊佐町では確実になくなってしまいます。 遊佐町は、自然豊かな町ということで、都会から移住されてくる方も年々増えていますし、観光の売りです。そのイメージダウンは、はかり知れません。 また、風車が立つことにより、陰になったり、風の向きが変わる可能性があり主要産業の農業に影響が出ることを低減または回避するのは難しいのではないのでしょうか。莫大な費用をかけ、CO2を排出し、たった20年の寿命の風車を作ることが環境へ優しいとは言えないと思います。 どうか、自然を壊して、お金儲けのための風車を作るのはやめてください。	洋上風力の海域の決定については県や地元関係者が協議会で協議して、国が最終決定しております。本事業についても県が説明会等を行うことにより、本海域での風力発電に対する理解活動を行っております。今後公募により事業者が決定されますので、弊社が事業者を選定された場合は、より多くの地域の皆様にご理解いただけるように努めてまいります。

表 2- 15 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 15)

No.	一般の意見	事業者の見解
53	ぼくは、うみがだいすきです。おかあさんからこのまいうみにふーしゃがたくさんできるとききました。うみにふーしゃができると、さかなやかにたちがにげていきます。うみに、ふーしゃをたてないでください。	ご意見ありがとうございます。 海の生き物にも出来るだけ影響の出ない計画としていきたいと考えております。

表 2- 16 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 16)

No.	一般の意見	事業者の見解
54	先日、遊佐洋上風力発電の説明会に出席させてもらった者です。私は生まれも育ちも庄内で幼い頃からずっと海を身近に感じてきました。今は大好きな海の環境を守る為、自主的に遊佐の海岸のゴミ拾いをしています。現代、家庭では以前より共働きが増え、それに比例するかたちで電化製品を使う頻度も増え、電気の需要が高くなっています。地球温暖化を抑える為に、再生可能エネルギーを効率よく利用し、脱炭素化へ取り組む事は必要な事だと私も思います。しかし自分達の都合で人工的に造った巨大な建物を海の生き物達が住んでいる中に建てるのは自然破壊ではないでしょうか。酒田北港の鰯がよく釣れる場所にも何年前、陸から 5m 位しか離れていない場所に風力発電が建ちましたが、その時も海や、海洋生物に影響があったのではないのでしょうか。海の環境を一度変えてしまうと二度と元に戻す事は出来ません。	今後実施する現地調査により、海洋生物の状況について把握し、適切に影響予測を行ってまいります。
55	景観については、40 基ほど建つとしたら圧迫感、今まで無かった物が存在するようになったら違和感を感じます。陸上に建てるスペースはまだたくさんあるのに、洋上に建てる意味があるのか疑問に思うし、海の環境が変わる事に納得出来ません。洋上風力発電を造る前に、豊かな自然がある遊佐、たくさんの生き物達が住んでいる海を破壊しないでください。(鳥海山・飛鳥ジオパーク) 私は洋上に風力発電が建つ事に反対いたします。	海の環境を極力保全するように、調査、予測及び評価を行い必要に応じて環境保全措置を講じることにより環境影響を回避、低減するよう努めます。

表 2- 17 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 17)

No.	一般の意見	事業者の見解
56	10/5 (仮称) 遊佐洋上風力発電事業についての説明会に参加して疑問に思いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・洋上の風力発電機からの送電線のルートは？ ・陸上の送電線の鉄塔は新設されるのか？ 遊佐町内か？ ・その景観や環境の影響について。 	洋上の風力発電機からの送電線は海底ケーブルにて陸上変電所までつなげる計画としております。陸上の送電線につきましても地中線にて埋設を検討しております。 送電線については環境影響評価対象外ではありますが、眺望景観・環境に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

表 2- 18 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 18)

No.	一般の意見	事業者の見解
57	環境アセスメントの項目について ・低周波の影響をいれるべきだと思う 風車のすぐ近くを通るものだけでなく人への影響・聴力にすぐれた鳥・魚が、それによってやっ てこなくなる事が考えられる。	方法書において低周波音も評価項目として記載して おります。低周波音の影響につきましては今後も情報 収集に努めてまいります。
58	・風の影響が入っていないのはおかしい 昔から、強い風を考え、松林など作られた場所。	風については「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」に示す参考項目 ではないため評価項目として選定していませんが、今 後、既存事例等最新の知見を取集してまいります。ま た、風の流れは風車周辺で乱れるものの一定距離を過 ぎると元に戻る性質がございます。
59	・光害がなにも語られていないのはおかしい 夜の風車上の光によって多大な害が考えられる これだけの大きさ、数をたてる必要性を感じら れない。次の世代に継げない。	光害については「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項 第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」に示す参考項 目ではないため評価項目として選定していませんが、 今後、既存事例等最新の知見を取集してまいります。 また、航空障害等は航空法に基づき設置が義務付けら れているものになりますが、減免申請を行い、対象本 数を一部免除していただくよう対応いたします。

表 2- 19 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 19)

No.	一般の意見	事業者の見解
60	野鳥の飛来、鮭の回帰といった動植物への影響、 低周波騒音等の影響が考えられますが最も懸念 しているのは景観への影響です。洋上風力発電 設置により、庄内砂丘の白砂青松を背景にした 海の景観は明らかに損なわれます。例えば、菅里 十里塚地域等の美しい景観区域がありますが、 設置はこうした昔から受けつがれた無償の地域 住民の財産を失うことを意味します。吹浦以北 は外れていますが、それでも一定方向の眺望は 害されますし、設置後は海に沈む夕陽を観光 PR に使うのは控えた方が良くと思います。問題は デメリットを補って余りあるメリット。具体的 には経済効果があるかどうかです。是非希望的 観測に基づいた抽象論ではなく、集積されるエ ネルギー産業の経済規模、雇用、税収、地元企業 との取引増加額等を明確で確実な数値を以て示 していただきたい。判断材料として町民に示し てもらいたいです。酒田市に比較し、遊佐町は経 済効果は薄いと思われませんが、説得出来る具 体的根拠を示していただきたいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。本事業の実施 にあたっては、環境影響評価手続きにおいてご懸念さ れている景観への影響について丁寧に調査・予測・評 価し、必要に応じて環境保全措置を検討し、可能な限 り影響を回避又は低減するよう努めてまいります。 また、今後説明会等の機会を通じて、地域住民の皆 様、漁業関係者の皆様のご意見を賜りながら協調・貢 献策を検討してまいります。地元への経済貢献等につ きましても、現在先行して事業が進められている地域 を参考にしながら検討してまいります。

○ 日刊新聞紙における公告

山形新聞（令和3年9月15日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」遊佐洋上風力発電事業環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 日本風力開発株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 塚脇 正幸
 事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号

二、対象事業の名称 (仮称)遊佐洋上風力発電事業
 種類 風力(洋上)
 規模 最大五十万キロワット

三、対象事業実施区域 山形県飽海郡遊佐町の沿岸海域

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 山形県飽海郡遊佐町、山形県酒田市
 遊佐町役場 南口ビル 東端打合せ室(舞鶴)〇二〇
 酒田市役所 二階行政情報閲覧コーナー
 酒田市役所 環境衛生課(広米町三丁目)
 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://data.jwd.co.jp/info/yuzai/>
 期間 令和三年九月十五日(水)から
 令和三年十月十五日(金)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和三年十月二十九日(金)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
 一、遊佐町生涯学習センター(遊佐町遊佐字鶴田五十二)〇二
 令和三年十月五日(火) 昼の部 十三時三十分から
 夜の部 十八時三十分から
 二、ホテルリッチ&ガーデン酒田(酒田市若竹町一丁目一)〇二
 令和三年十月十二日(火) 昼の部 十三時三十分から
 夜の部 十八時三十分から

・体調の優れない方は参加をご遠慮願います。
 ・新型コロナウイルス感染症防止のため、座席は間隔をあけて配置させていただきます。各会場の定員を通常の半分程度とさせていただきます。マスク着用の他、受付において、手指の消毒・体温チェック・名簿記入にご協力をお願いします。
 ・延期や変更となる場合は、ホームページでお知らせします。

八、問い合わせ先 〒100-0001 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号 NTT 日比谷ビル九階
 日本風力開発株式会社 開発本部
 電話〇三(三三)五二九七四八(担当)長谷川

○ インターネットによる「お知らせ」（日本風力開発株式会社ウェブサイト）



「（仮称）遊佐洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

令和3年9月15日
日本風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、（仮称）遊佐洋上風力発電事業 環境影響評価方法書（以下「方法書」という）並びに同方法書の要約書（以下「要約書」という）を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公告します。

縦覧について

縦覧期間	令和3年9月15日（水）から令和3年10月15日（金） 開庁時（土日・祝日を除く）
縦覧場所	・遊佐町役場 南口ピー 東端打合せ室（舞鶴二〇二） ・酒田市役所 二階行政情報閲覧コーナー ・酒田市役所 環境衛生課（広栄町三丁目）

住民説明会について

1. 会場：遊佐町生涯学習センター1階ホール（山形県飽海郡遊佐町遊佐字鱒田52-2）
日時：令和3年10月5日（火）13時30分～、18時30分～
2. 会場：ホテルリッチ&ガーデン酒田1階スカンジナビア（山形県酒田市若竹町1-1-1）
日時：令和3年10月12日（火）13時30分～、18時30分～

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、安全面を考慮して延期・変更となる場合があります。ご来場前に当社ホームページをご確認ください。

※体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の場合は来場をご遠慮ください。

※ソーシャルディスタンスを確保する為、各会場の定員を通常の半分程度としております。定員に達した場合、受付を終了させていただきます。

※住民説明会参加の際は、マスク着用に加え、受付において手指の消毒・体温チェック・名簿への記入（住所／氏名／連絡先（電話番号））にご協力をお願いします。ご協力いただけない場合は参加をご遠慮いただくことがございます。

意見書の提出について

意見書提出方法	縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見募集期間	令和3年9月15日（水）から令和3年10月29日（金）
意見書様式	ご意見書のダウンロードはこちら

方法書の内容

- [表紙と目次](#)
- 第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地](#)
- 第2章 [対象事業の目的及び内容](#)
- 第3章 [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
 - 3.1 [自然的状況](#)
 - 3.2 [社会的状況](#)
- 第4章 [計画段階に於ける事業の概要、予測及び評価の概要](#)
- 第5章 [配当金に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- 第6章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに概要、予測及び評価の手法](#)
- 第7章 [その他の環境省令で定める事項](#)
- 第8章 [環境影響評価方法書を製した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地](#)
- [資料編](#)
- [方法書（要約書）](#)
- [ご意見用紙のダウンロードはこちら](#)

お問い合わせ先

日本風力開発株式会社

担当	長谷川
住所	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-6 NTT日比谷ビル9階
電話	03-3519-7481
営業時間	平日 9時30分～17時30分

- 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

▶ 事業案内

- ・風力発電所とは
- ・陸上風力発電所を構成する設備
- ・洋上風力発電所を構成する設備

▶ 発電所の開発について

▶ 洋上風力発電への取組み

- ・今、期待される洋上風力への取組み
- ・日本風力開発の洋上風力発電プロジェクト
- ・洋上風況観測塔について
- ・風況観測及び風況調査について

▶ 開発実績

- ・発電容量
- ・陸上風力
- ・国内一覧
- ・海外一覧

▶ 数字で見る風力発電市場

- ・風力発電ビジネスの将来性

▶ 企業情報

- ・メッセージ
- ・会社概要
- ・沿革
- ・拠点一覧
- ・グループ企業

▶ 採用

日本風力開発株式会社

Copyright © Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

○ インターネットによる「お知らせ」

(山形県のウェブサイト)

		
ホーム > くらし・環境 > 自然環境 > 国産再生可能エネルギー推進 > 国産風力発電事業に関するお問い合わせ > 法12：（仮称）遊佐洋上風力発電事業		
更新日：2021年9月16日		
<h2>法12：（仮称）遊佐洋上風力発電事業</h2>		
事業名	（仮称）遊佐洋上風力発電事業	
事業者	日本風力開発株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	最大500,000kW（9,500～15,000kWを36～46基）	
該当区分	出力1万kW以上（法第一種対象）	
事業実施区域	山形県遊佐町沖	
関係市町村	山形県遊佐町、酒田市	
配属書	公表日	令和2年7月1日（水曜日）
	縦覧期間	令和2年7月1日（水曜日）から令和2年7月31日（金曜日）まで
	縦覧場所	遊佐町役場地域生活課、酒田市役所行政情報閲覧コーナー・環境衛生課
	インターネットによる公表	終了しました
	説明会	令和2年11月17日（火曜日）遊佐町生涯学習センター：13時30分～15時30分、18時30分～20時30分、令和2年11月24日（火曜日）ホテルリッチ酒田：13時30分～15時30分、18時30分～20時30分
	一般意見提出期限	令和2年7月31日（金曜日）
	審査会	令和2年8月17日（月曜日）
	知事意見	令和2年9月16日（水曜日） 知事意見書（PDF：177KB）
	公表日	令和3年9月15日（水曜日）
	縦覧期間	令和3年9月15日（水曜日）から10月15日（金曜日）
方法書	縦覧場所	遊佐町役場西口ピーエヌ打合せ室、酒田市役所 環境衛生課、酒田市役所一階行政情報閲覧コーナー
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト（ 外部サイトへリンク ）
	説明会	遊佐町生涯学習センター 令和3年10月5日（火曜日）昼の部13時30分～、夜の部18時30分～ ホテルリッチ&ガーデン酒田 令和3年10月12日（火曜日）昼の部13時30分～、夜の部18時30分～
	一般意見提出期限	令和3年10月29日（金曜日）
	審査会	
	知事意見	
【参考】経済産業大臣勧告		
準備書	公表日	

縦覧期間
縦覧場所
インターネットによる公表
説明会
一般意見提出期限
審査会
知事意見
公表日
縦覧期間
評価書
縦覧場所
インターネットによる公表
事後調査報告書
公表日
公表方法等
備考

お問い合わせ

[環境エネルギー部](#) [みどり自然部](#) 環境影響評価・温泉保全担当
 住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
 電話番号：023-630-2207
 ファックス番号：023-625-7991

[山形県庁](#) > [県庁へのアクセス](#)
 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
 電話番号: 023-630-2211(代表)

法人番号5000020060003

Copyright © Yamagata Prefectural Government All Rights Reserved.

○ 遊佐町広報誌「広報ゆざ・お知らせ号（令和3年9月15日号）」

(2)

お し ら せ 号

『環境影響評価方法書の縦覧』

環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の縦覧を行います。
縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出することができます。

【対象事業】

- 事業名／(仮称)遊佐洋上風力発電事業
- 事業者／日本風力開発株式会社
- 出力／最大50万キロワット
- 事業実施想定区域／山形県飽海郡遊佐町の沿岸海域

【縦覧】

- 期間／9月15日(水)～10月15日(金)の平日
- 時間／午前8時30分～午後5時15分
- 場所／役場 地域生活課前 打合せスペース
- ◆日本風力株式会社ホームページ
<https://data.jwd.co.jp/info/yuza/>でも閲覧できます。

【意見書の提出】
縦覧場所の意見書箱へ投函、または10月29日(金)までに「〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号NTT日比谷ビル9階 日本風力株式会社」へ郵送（当日消印有効）

『(仮称)遊佐洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の事業者説明会』

- 日時／10月5日(火)
①午後1時30分～ ②午後6時30分～
- 場所／生涯学習センター1階ホール
- ◆体調の優れない方は参加できません。
- ◆新型コロナウイルス感染防止のため、座席は間隔をあけて配置し、定員100名とさせていただきます。マスク着用の他、受付において、手指の消毒・体温チェック・名簿記入にご協力をお願いします。
- ◆延期となる場合は、9月30日(水)に町および事業者ホームページでお知らせします。
- 問／日本風力開発株式会社 開発本部
☎03-3519-7481（担当）長谷川

○ 酒田市広報誌「私の街さかた（令和3年9月16日号）」

【縦覧】期間／9月15日(水)～10月15日(金)の平日午前8時30分～午後5時15分
▼場所／市役所2階行政情報閲覧コーナー、市環境衛生課(広栄町三丁目) ▼事業者／日本風力開発(株) ▼出力／最大50万キロワット
▼事業実施想定区域／遊佐町沖合

▼意見書の提出／縦覧場所の意見書箱へ投函、または10月29日(金)消印有効)まで、〒100-0011、東京都千代田区内幸町一丁目1番6号NTT日比谷ビル9階、日本風力開発(株)へ郵送

◆縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出できます。

◆縦覧は左記二次元コードからも閲覧できます。

『(仮称)遊佐洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧説明会』

■(全般) 市環境衛生課環境保全係
☎3109333 (事業に関すること) 日本風力開発(株)開発本部
☎0335197481



▲日本風力開発(株)ホームページ

【説明会】日時／10月12日(火)午後1時30分～、6時30分～ ▼場所／ホテルリッチ&ガーデン酒田(若竹町一丁目)

◆延期となる場合は市ホームページなどでお知らせします。

3 酒田市広報 | 私の街さかた | 2021.9.16

